

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第3回期日(20240627)提出の書面です。

意見陳述要旨

2024年6月27日

控訴人 鷹見彰一

1.

私と大野は、昨年9月、養育里親として里子を迎えました。

ふうふ二人の生活から、二人で子どもを育てる三人家族の生活が始まりました。幼い子どもを迎え、生活全体が子ども中心に変化しました。きっとこの変化は他の子育て家庭と変わらないものだと思います。

例えば、リビングは、子どものおもちゃがあり、子どもがけがをしないように家具に柵をつけたり、安全に遊ぶための空間に代わりました。食事は、みんなで同じものを食べるので、薄く優しい味付けに代わりました。寝室は、寝相の悪い子どものために、寝室いっぱい布団を敷きつめ、私と夫が子どもを挟んで並び、川の字で眠るようになりました。

休日には、三人で近所の八百屋さんや大型スーパーに買い物に出たり、公園や子ども向けテーマパークに遊びに行ったりして過ごしています。近所の八百屋さんには、何度か三人で行くうちに、お店の方が子どもに「パパとママと一緒にいいね」などと声をかけてくれるようになりました。

迎え入れた当初と比べ、子どもは表情が豊かになり、よく笑うようになりました。食事の量も増えて、体も大きくなってきました。安心してすくすく育ってくれていることが嬉しいです。

もちろん、小さい子どもを育てる生活には、大変な瞬間もたくさんあります。子どもが癇癪を起こしたときの対応や、子どもが体調を崩したときの焦りや不安、一緒に外出するときに目が離せない忙しさなどです。夫とコミュニケーションをとって、支え合って大変な瞬間を乗り越えています。

こうした苦労を実際に経験したことで、私も夫も「世の中の子育てしている人はこんなに大変なのか」と学びました。子育てしている人と接するときに「この人もきっと同じように苦労しているのだな」と想像力が働くようになりました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第3回期日(20240627)提出の書面です。

2.

生活の様子や家族の関係性は、他の子育て家庭と変わらないものだと思います。ですが、医療機関の受診や、保育園の入園手続きなど、第三者との間で関係を説明する必要がある場面では、不安を感じるがありました。

その一つが、私と夫、子どもの3つの氏が混在しているということでした。便宜上、訴訟活動用の氏を用いて説明します。

私は、もともと結婚して夫の氏になることに憧れがあり、夫と暮らし始めてから日常生活では「大野」を名乗って生活してきました。ですが、私が子どもの養育里親であることを示す書類には、戸籍上の氏が記載されます。

そうすると、私は、普段「大野」を名乗っているけれど、戸籍上は違うという理由の説明のため、「パートナーと同性であるため法律婚できない」という事情も説明せざるを得ませんでした。私は、普段セクシュアリティを明かして生活していますが、当然、カムアウトするときは相手の人柄を見ながらタイミングを選んでいきます。相手の人柄もわからない状況で、突然、自分の意向によらず性的指向を打ち明けるとなると、「相手が差別的な感情を持っていたらどうしよう」と不安を感じます。

夫には別の恐怖が生じました。養育里親であることを示す書類には、「鷹見」「大野」の異なる氏で連名表記されていたため、「氏が違う男性どうして同居しているのはなぜなのか」と疑問を持たれるかもしれません。そうすると、「男性どうして暮らしているということは、同性愛者なのか」と詮索される危険があります。普段セクシュアリティを伏せて生活している夫にとっては、アウトイングの危険は大きな恐怖でした。

3.

私たちが不安だけでなく、万が一、こういった事情説明のために、子どものために必要な手続きがスムーズに進まないようなことは避けたいと考えました。

そこで、私の戸籍上の氏を夫と同じ「大野」に変更するため、昨年11月、名古屋家庭裁判所に氏の変更許可を求める家事審判を申立てました。

今年3月に許可の審判を得て、今、私の戸籍上の氏は夫と同じ氏です。

審判までの間に、家庭裁判所の裁判官3名と面談しました。調査官とも2回面談がありました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第3回期日(20240627)提出の書面です。

調査官の面談結果の報告書では、私たちが子育てを中心にした生活を送っていることや、よくコミュニケーションをとりながら適切に子育てしていること、私と大野と里子という三人の生活が安定して継続していきそうということを経験官に報告してくれていました。

そして、裁判官の書いた審判には、私たちの関係性について「その生活実態は、互いに円滑にコミュニケーションをとって協力しながら、子育てを中心として安定した生活を継続していると認められるものであって、婚姻し育児をしている異性同士の夫婦と実質的に変わらない生活実態にあると認められる」「男女が相協力して生活を営む結合としての夫婦と同様であると認められる、婚姻に準じる関係にあるということが出来る」と記載されていきました。これを読んだ時、「私たちの関係性を裁判官が理解してくれたんだ」「私たちが家族だと認めてもらえたんだ」と、感動しました。

さらに、同性カップルの置かれた状況について、「婚姻の本質の1つの側面は、親密な関係に基づき永続性を持った生活共同体を構成することにあると解される」ところ、この点は、異性カップルと同性カップルとで変わりはない」という記載もありました。

私は、「同性婚が認められていないし国会も動いてくれない状況の中で、家庭裁判所は、家庭裁判所ですることやろうという気持ちで向き合ってくれたんだ」と感じ、感謝の気持ちでいっぱいになりました。

夫も、男女の夫婦と変わらないと認めてもらえて嬉しいと喜んでいました。

4.

ただ、この訴訟を担当する裁判官に誤解されたくないのは、法律婚できないことによる不利益がなくなったわけではないということです。

氏が同じになったことで、不必要な詮索を受けるかもしれないという心理的な負担は減りましたが、それでも、法律上は他人のままです。法律上の「配偶者」でないと適用対象にならない法制度からは排除され続けています。一方の身に万が一のことが起こった際、病院や警察から「法律上の家族でないと状況を説明できない」という扱いを受けるリスクは残っています。私たちにとって、法律婚の実現が必要な状況は何一つ変わっていません。

他の同性カップルたちにとっても同様です。私たちと同じように、二人で同じ氏になることを望むカップルには「法律婚ができない現状でせめて氏だけでも同じにする」という選択肢が広がりました。これ自体は嬉しいことですが、この選択肢のためには家庭裁判所に申立て、戸籍法が定める要件を満たすと認められる必要があります。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第3回期日(20240627)提出の書面です。

自治体のパートナーシップ制度の利用などと同様に、法律婚が実現していない現状で「ないよりはあったほうがいい」という選択肢に過ぎません。

私たちは、特別なものを求めているわけではありません。男女の夫婦と変わらない生活を送る私たちが、男女の夫婦と同じように、自分たちの関係を法律で認められ、生活を支えるための法制度に同じようにアクセスできるようになりたいだけです。

「法律婚が使えない現状で、ないよりはあったほうがいい」選択肢を、同性カップル当事者たちや各地の裁判官、自治体が切り拓く段階はもう十分です。婚姻の平等という根本的な解決を促す判決をお願いします。

以上